

器具器械 49 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器
* 管理医療機器 歯科用電動式ドリル 「JMDN」 43311000

コーデックス ドリル

【形状・構造及び原理等】

〔種 類〕

K-89	TMS ミヌータ用ドリル
K-91	TMS ミニキン用ドリル
K-92	TMS ミニム 2 イン 1 用ドリル
K-93	TMS ミニム用ドリル
K-95	V.I.P.用ドリル
K-96	TMS レギュラー 2 イン 1 用ドリル
K-97	TMS レギュラー用ドリル
K-98	V.I.P.用ドリル

〔形状及び寸法〕

シャンク部は、JIS T 5215（歯科用根管口拡大 G 形ドリル）の軸部型式 1（CA 用）と同じです。シャンク部の外径及び刃部長さは次表のとおりです。

種 類	ドリル部外径 φ	刃部長さ
K-89	0.350mm	1.3mm
K-91	0.425mm	1.5mm
K-92	0.525mm	2mm
K-93	0.525mm	4mm
K-95	0.610mm	5mm
K-96	0.675mm	2mm
K-97	0.675mm	5mm
K-98	0.711mm	5mm

〔原材料〕

刃部：合金工具鋼又はステンレス鋼
シャンク部：軟鋼線材又はアルミニウム合金

〔原 理〕

歯科用ハンドピースに接続し回転を与えることにより、刃部も回転し、TMS ピン又は V.I.P.ピンの植立用の穴を形成します。

【使用目的又は効果】

歯科用ハンドピースに接続し、回転を与えて歯に穿孔する。

【使用方法等】

歯科用コントラアングルハンドピースに接続・固定し、回転を与えて歯を穿孔します。

【使用上の注意】

〔使用注意〕

- ①ドリルは減速コントラアングル、回転数 200～500rpm で使用すること。
- ②無理な加圧で使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守点検に関する事項】

〔滅菌条件〕

本品使用後は、水洗の後超音波洗浄器により付着物を完全に除去した後、充分に乾燥させ、高圧蒸気滅菌器により滅菌を行うこと。（腐食防止のため、ドリルは他の器具とは別の滅菌袋に入れること。）浄化目的には 70%のイソプロピル・アルコール液（エチルアルコール）に 10 分間浸漬させること。

〔使用者による保守点検事項〕

使用前・使用後は破損、ひび、傷、腐食等がないか確認すること。異常が認められた場合は使用しないこと。

** 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者：株式会社 茂久田商会

連 絡 先：https://www.mokuda.co.jp

製 造 業 者：コルテン／ウェルデント社／アメリカ
Coltène/Whaledent Inc.,/USA